総合研究大学院大学 文科・学術フォーラム2008シンポジウム

文化科学研究における「地域」

# 地域の記憶

一近世における過去情報蓄積形態の比較史一

#### 渡辺浩一

日本文学研究専攻 (国文学研究資料館アーカイブズ研究系)

## 目次

はじめに

- 1. 改竄・叙述・公開一播州三木
- 2. 牽強付会 編集 非公開一近江八幡
- 3. 比較一イングランドと中国徽州おわりに一三点比較

#### はじめに

- 「記憶」: 社会的結合の紐帯として機能する過去認識
- 「地域」; 主体が活動する「場」、可変的 (n地域論)

板垣雄三『歴史の現在と地域学一現代中東への視角』岩波書店、1992年

• 過去情報蓄積形態の三系統(相互浸透的)

原文書保管、筆写編集、叙述

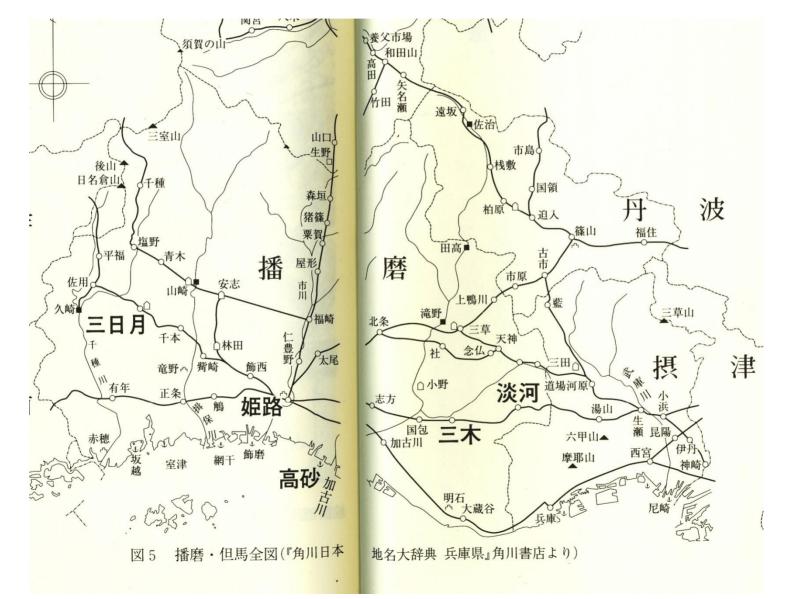
拙稿「記憶の創造と編集」『国文研紀要アーカイブズ編』7,2009予定

・存在証明文書;個人や団体の当該社会の中での位置 づけを証明、文書保管ヒエラルヒーの頂点

拙稿「近世都市における宝蔵と文書「管理」『史料館研究紀要』28、1997

阿部安成ほか編『記憶のかたちーコメモレイションの文化史』柏書房、1999年 ノラ、ピエール編『記憶の場』1~3(岩波書店、2003-2004年)

# 1. 改竄•公開•顕彰一播州三木



#### 記憶の創造

- 1580年 落城後の秀吉高札(伝地子免許) 地子免許;都市住宅地にかかる年貢が免除されること
- 1617, 1640 年 地子免許状二通
- 1667年 播磨一国検地による地子免許の危機、江戸へ訴願(秀吉高札の改竄)、検地帳(土地台帳、末尾に地子免許文言)

#### →三つの存在証明文書

小島道裕『戦国・織豊期の都市と地域』(青史出版、2005年) 1節の史料は主として三木市宝蔵保管文書(三木市所有)



1 木下秀吉制札 天正8年正月17日(1580) 史料1参照 —中央縦56.8 cm, 上幅51.0 cm, 下幅51.2 cm, 厚1.5 cm—

- 宝蔵(1694):秀吉・家康の位牌
  - →存在証明文書の集中管理(1703)=近世的秩序確立
- 虫干行事(1703)
- 顕彰碑(1707);1667年江戸訴訟代表者の顕彰、碑文;要

を得た簡潔な漢文の歴史叙述

←同年江戸へ役銀賦課免除訴願

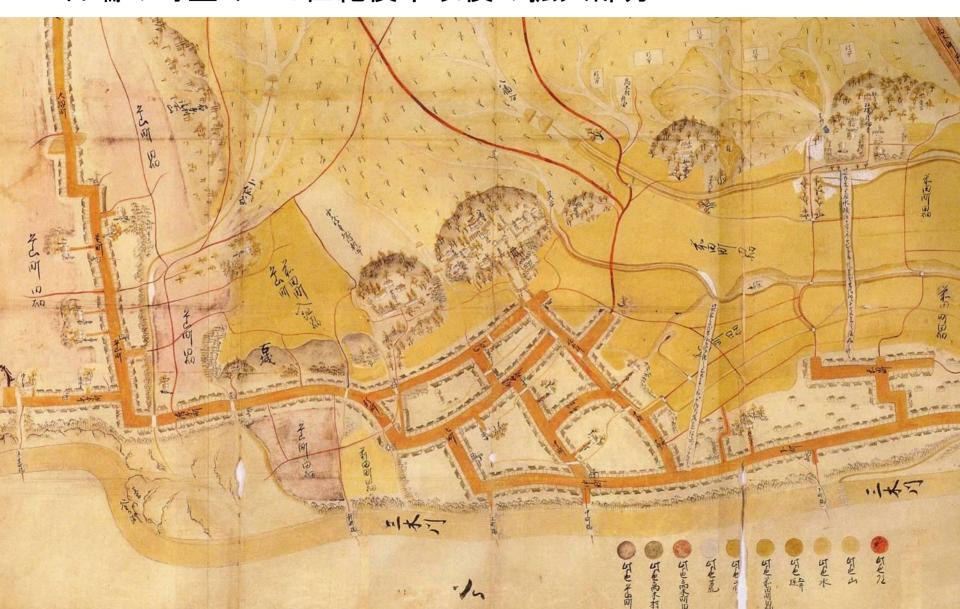
三ついずれも本要寺(日蓮宗)境内

#### →現在まで継続

三木町: 上五ヶ町と下五ヶ町があり、下五ヶ町が中心

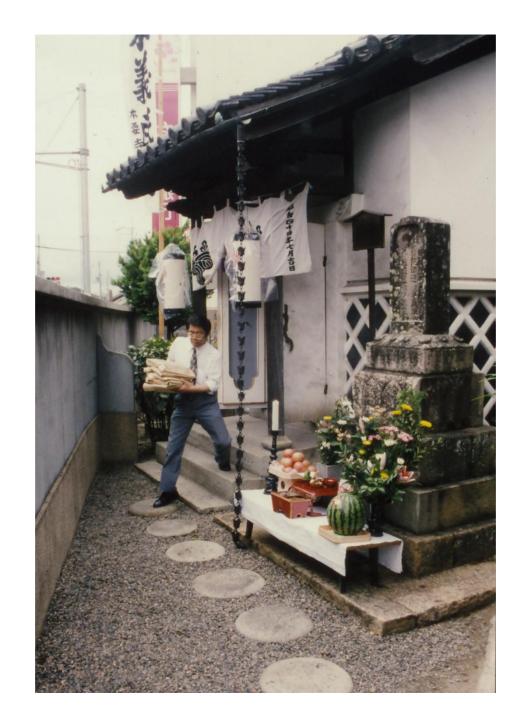
本要寺:下五ヶ町の中央、

右端の町並み:18世紀後半以後の拡大部分











#### 推定「御高札唐櫃」



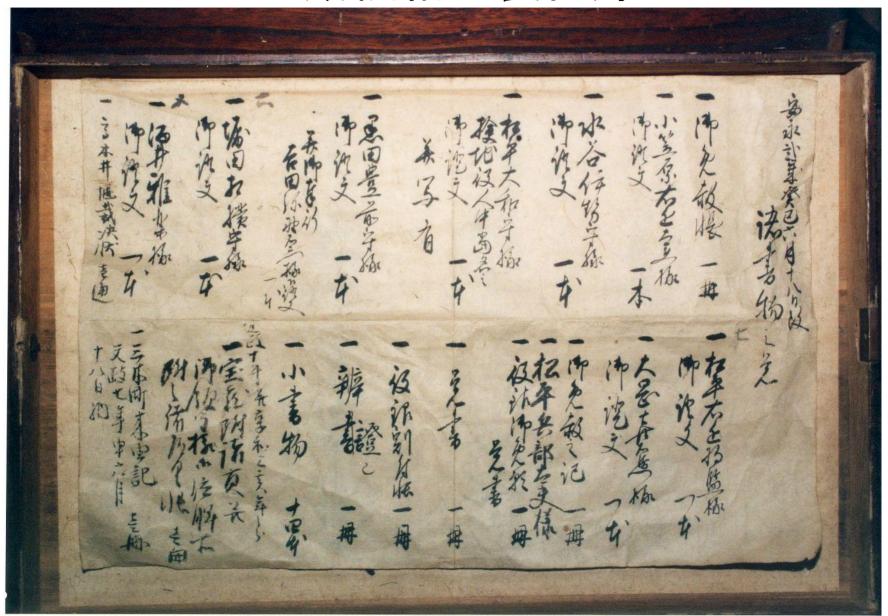
類例;信長・秀吉・家康等朱印状の保管箱(京都) 勅旨の運搬容器(明治元年官軍)

蓋表墨書「三木町御検地御免許帳并御領主御代々御証文諸書物入」

紅柄塗装・隅金具・埋込錠→上質の帳箱



## 宝蔵帳箱蓋裏目録





#### ←専用状箱:

歴代領主の地子免許状など 9通

専用帳面箱(桐製): → 1679年検地帳 墨書「御免許帳」から土 地台帳ではなく証拠文 書としての機能が判明。



# 1773安永2の宝蔵帳箱文書目録の作成と 宝蔵内部の保管状況

- 唐櫃;秀吉高札
- 帳箱;歴代領主の地子免許状(専用状箱)、延宝検 地帳(「御免許帳」専用帳面箱)を中心としながら、
- 江戸訴願関連文書、隣村との争論文書など三木町の存続にとって不可欠な文書を15件(28点)ほど1773年には収納する。
  - →「記憶」の展開に伴って文書が増殖。
  - ⇒文書の整理と目録作成も記憶を強化。 歴史叙述の基盤形成。

#### 記憶の覚醒1

- ・ 虫干行事の「荘厳」を追求(1790-1804)
  - (惣年寄十河家による)
- 理由; 虫干行事の祝祭化=記憶の忘却、現在繁栄の起源の想起
- 宝蔵内に宮殿と高札台、本堂に徳川将軍位牌堂
- 水引幕や提灯などで宝蔵や本堂を飾り立てる。

#### 秀吉高札写の掲示、文書は結界のなかへく公開性>

- 結界;隔離装置、宝蔵=建築的結界、虫干時の結界=精神的結界
  - 垂水稔『結界の構造』(名著出版、一九九〇年)
- 1804年に「**御位牌所」**を境内に建設。瓦葺きの本格的建築。 費用は十ヶ町軒割で平等負担
- 4月に完成、位牌を「御移徒」、**虫干行事時に「賑々しき参詣」**
- 歴代将軍・歴代領主・現領主先祖の位牌 <宗教性>

### 記憶の覚醒2

• 歴史叙述「三木町御免許大意録」(三木市黒田家所蔵)





• 歴史叙述「三木町御免許大意録」

(同じ惣年寄十河家による)

- 1790年本; 二通目の地子免許状、延宝訴願の代表者名、 秀吉高札、地子免許文言を持つ検地帳、という記憶の重要 な要素を欠く。 =1707年顕彰碑文よりも後退く忘却>
- 1823年本;欠けていた四つの要素が補われる。宝蔵文書に基づいた記述。根拠の明示 =実証性の向上 臨場感あふれる具体的描写、感情的描写=物語化

<二面性>

• 1824年;宝蔵へ虫干し行事の際に献納

<儀礼と叙述の相互影響関係>

#### 社会経済的背景

産業構造の転換;大工の町から金物の町へ、 都市規模の拡大 階層構造の流動化;

惣年寄十河家の経済的衰退;1812年以後惣 年寄職から離れる

町役人層の中からも金物仲買問屋として都市社 会に君臨、 歴史叙述の写本を所持

- 虫干行事の興隆化、
- ・歴史叙述の執筆と宝蔵への献納
  - →戦国期土豪商人の系譜を持つ惣年寄家で すらも曖昧になっていた記憶が完全に覚醒。

三木金物が全国市場に躍り出ていくなかで、 右肩上がりの小都市のアイデンティティーとして記憶が再定置。

#### 近代の神話化

- 虫干行事は「義民」顕彰行事として継続←地子免許廃止
- 北条時頼伝説を導入

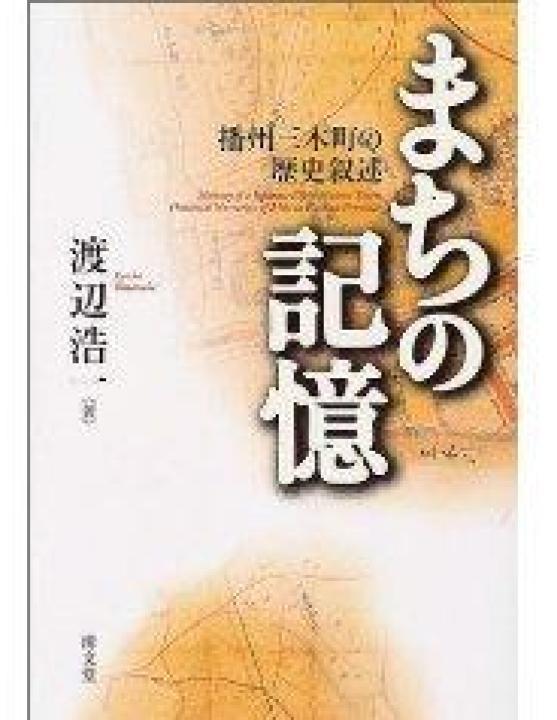
前提:1847年冥加金免除訴願

1911年「三木町赦免地の由来」(筆者不明、手書き)

出家廻国していた時頼から地子免許の「御墨付」を与えられた

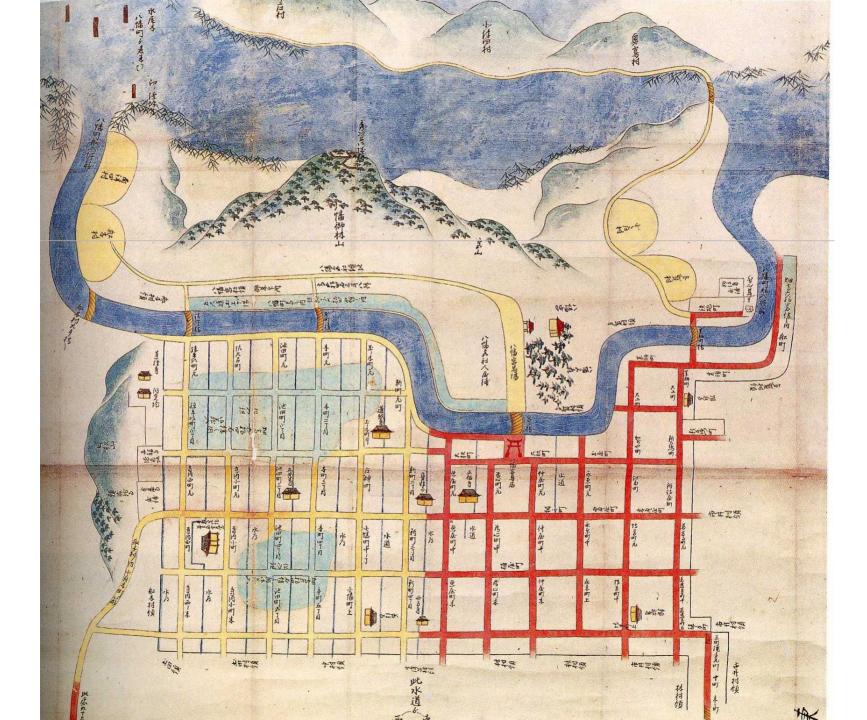
- 時頼伝説の否定;『美嚢郡誌』(1926年)
- 時頼伝説の復活;『郷土調査』(小学校編、1930年ガリ版)『三木町水災史』(町役場発行、1932年)
- 1929年以後の虫干行事の盛大化 時頼伝説関係者末裔の参列<儀礼と叙述の相互影響関係>

一節全体; 拙著『まちの記憶-播州三木町の歴史叙述』(清文堂、2004年)



# 2. 牽強付会・編集・非公開 一近江八幡





#### 近江八幡の存在証明文書

- 1577年 織田信長朱印状(安土山下町掟書)
   1582年本能寺の変
- 1583年 織田信雄黒印状(安土山下町掟書)
   1585年豊臣秀次八幡置封、安土町人は八幡へ移転
- 1586年 豊臣秀次黒印状(八幡山下町掟書)
- 1594年 京極高次黒印状(八幡町掟書) 1600年関ヶ原合戦
- 1600年 徳川家康朱印状

(禁制:乱暴狼藉等禁止)

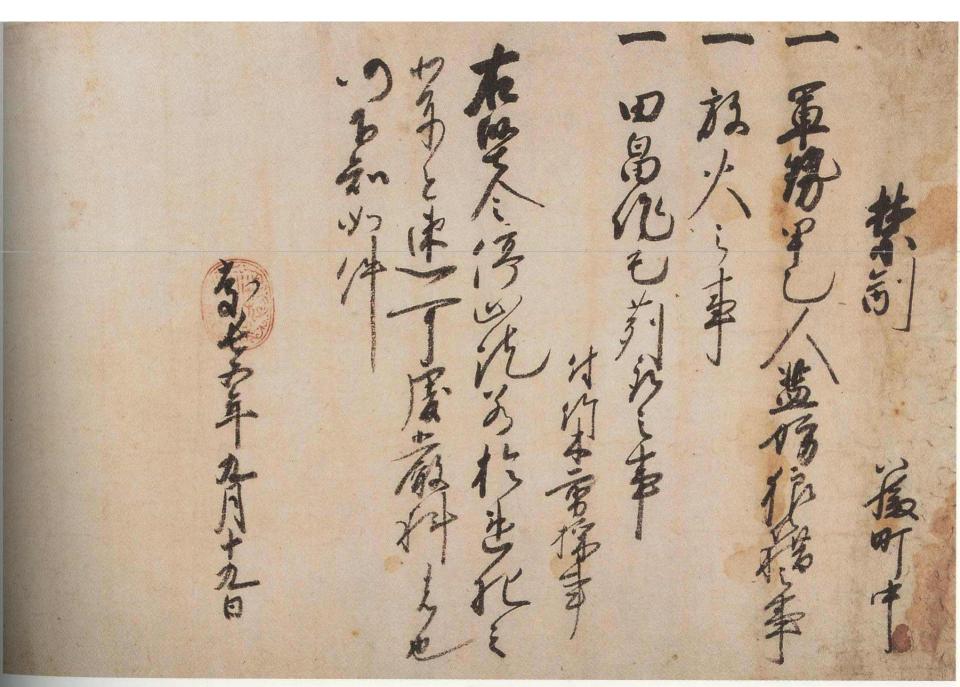


写真167 徳川家康朱印状

#### 記憶の創造

- 1672年由緒書;諸役免許を記した家康朱印 状の所持を主張、代官により否定
- 1699年由緒書;

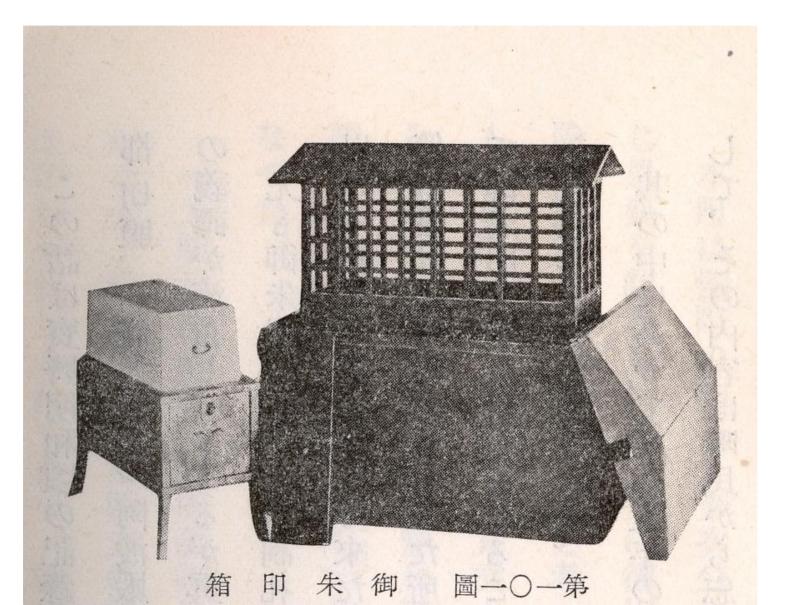
諸役免許が記されていない家康朱印状を、諸役免許が記されている先行都市安土の信長朱印状および秀次黒印状と一体化

→諸役免許を維持するための間接的な証拠として機能させようとする、一種の文書の読み替え行為。 **〈あいまいな記憶の創造〉** 

- ・「御朱印箱」=特別な保管容器の成立;1721年以前
- 御朱印箱の管理(1822年以前)月番(町役人層)が引継保管:

取り扱いの忌穢性→存在証明文書の神格性 虫干行事;惣年寄主宰、麻裃着用→儀礼的性格 双方とも数名の町役人層のみ(限られた階層・人数)

→記憶強化の**閉鎖的独占的**性格(三木との相違) ←記憶のあいまいさ



- ・ 御朱印箱の物理的構造
- →宣旨を納めた覧箱とその容器である唐櫃、それを納めた篗(わく)という屋根を持つ格子状の箱(『甲子夜話続編』)に類似。

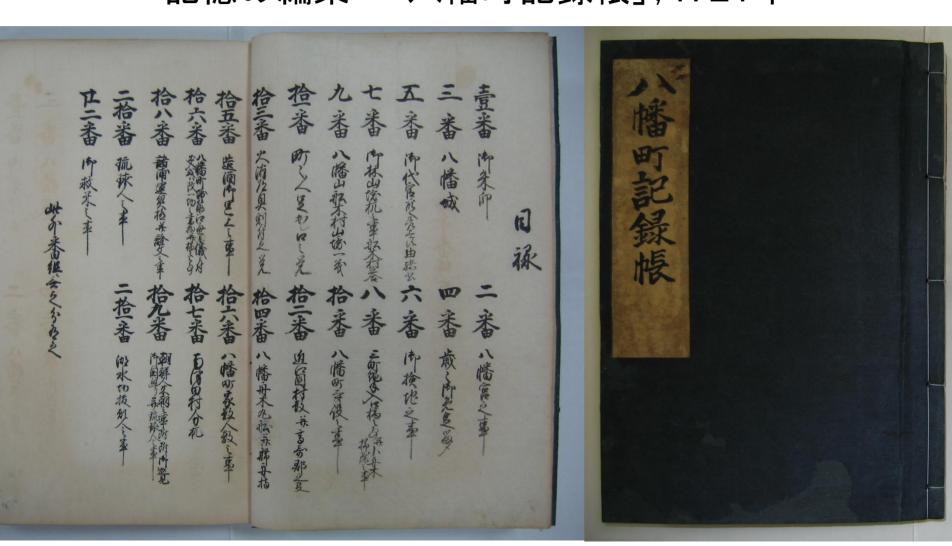
類例;島根県美保神社の青柴垣神事において用いられる神饌や御供を運搬する櫃

ー精神的な隔離装置

<播州三木の結界と同じ機能>

宮内悊『ものと人間の文化史 箱』(法政大学出版局、1991年)

記憶の編集 - 「八幡町記録帳」; 1721年



みをとりいまけして 高秋粉鲜人本胡子一个野小老师可烧和一饭艺中言 送传教一門母收主人村又人放五後名教人作竹作 物るがあるはら作中以外名明鮮人通公の名語及古

今在朝鮮人王朝行候的一名和名德品的送付 おおうなははいるはるるとういいかでとう様とされ 「ものしてするの用していた成はのでるかなく いけかる動像は、君上海町と後に先生了いのり 指之りは萬 作付い住居 名とら 風でし枝を人馬を見 ゆうろあるちのかもことになくおきてりないとわんなはまする 多思書好品中上版 智養会教養

神をでする いら

京保に年支き月

(到庙町) りりうるる 男年等 名を信

# 师奉行所禄

京からるはとならりは事しるい場のしったならしお いいおけずちかしはんものかなるる事との気のをねり なるといれてかいまりでるとなるなとはのではい ねらんなんとなったなる後は気はなるのでするが 後後とうな 諸後 ゆをみるるるいは皮佐を下る

記憶の編集 - 「八幡町記録帳」; 1721年

- 事案別分類+経過記述+文書写=文書集 叙述(由緒書)とは性格が別。 同時代の村・町としては洗練。史料引用=考証性。
- 琵琶湖舟運運賃決定方法や近隣村落との関係で発生する諸負担、さらに公儀の諸負担において八幡町が特別な位置にあることを確認するための編集=「記憶」の強化。
- 家康朱印状を前面に出すことを避けている(二つ目の由緒書の延長)。創造された「記憶」の根拠があいまいなままに「諸役免許の地」という主張だけが繰り返され、それが有効性を持つ。

拙稿「「記憶の創造と編集」(『国文研紀要アーカイブズ編』7, 2009予定)

#### 記憶の覚醒

1822年6-11月、武佐宿助郷一件(「御朱印騒動」)
 家康朱印状を根拠に助郷負担を拒否。
 町方は御朱印原本を代官に見せることを拒否。
 惣町が江戸へ訴願、
 江戸浅草東漸寺の権現御影(家康肖像画、『江戸名所図

• 1823年4-5月、御朱印祭献灯一件

会』に紹介)に参詣・祈祷依頼。

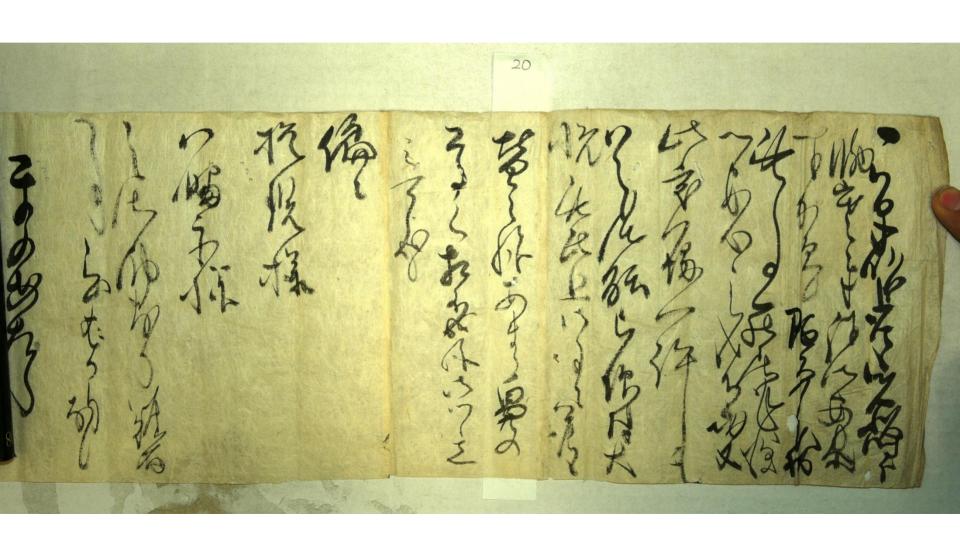
町役人の制止にもかかわらず、8ヶ町が左義長祭に「権現祭礼」として 提灯を出す。約60ヶ町のうち45ヶ町連印の願書。

• 1823年6月~1825年4月、

御朱印箱封印一件→惣年寄不帰依一件

虫干行事後の惣年寄による箱封印に際し、町方代表の封印を強行。 惣年寄退役要求に発展

# (1822年)12月29日付け野田増兵衛あて野田祥助書状 (野田長兵衛家文書、近江八幡市史編纂室)



- 家康朱印状を軸に住民運動が展開。惣年寄を中心とした寡頭政治批判が町々から噴出するなかで、家康を軸とした記憶の高揚。
- ・御朱印を証拠とする主張は1699年由緒書・ 1721年記録帳以後の惣町の公式の記憶の 部分的忘却。
- 一般住民による記憶の平等化要求。1822年 以前からの大きな変化。記憶の覚醒に階層 差・家格差。
- ・ 住民運動という行動的実践が記憶を覚醒 〈記憶の一形態としての住民運動〉

#### • 1823年7-8月、江戸出訴費用徴収問題

1822年江戸出訴費用を、家康が宿泊した本願寺別院に御朱印箱を持ち出し、その前で徴収(町々からの要求で実現) 8月12日

御朱印箱を西本願寺別院へ持参。<u>町役人が袴羽織で御供</u>、その月の御朱印月番が居住する町内より<u>見送り</u>。世話方二人(一般町人)が迎えに来て先供を。

別院側では、寺内両町と御坊講中が御朱印箱一行を<u>出迎</u>え、寺衆が門前まで出迎え。

御朱印は「御殿」に入り休息、町役人はそこで<u>裃に改め</u>、(御朱印箱を)御広間対面所の<u>上段に飾り</u>、御酒御香供の前に新しい冥加金箱を据え、<u>左座に町役人2人が、右座に世</u>話方両人が詰めた。**<儀礼的雰囲気>** 

→訴願者の経済的負担をめぐる町々間の対立を権現 の権威により解決 ・権現信仰の高揚→御朱印の神格化

慶応2年正月、森家(御朱印守護番);御朱印箱に 鏡餅・神燈を差し上げる。

#### く背景>

格差社会;上層町人は三都・蝦夷地の大店、 利益が近江八幡の本店に蓄積

上村雅洋『近江商人の経営史』(清文堂、2002年)

- →7000人小都市の経済規模と隔絶した存在
- 経済的停滞、蚊帳・畳表産業の衰退

中心部の町並み:三都に展開する巨大商人の広大な屋敷が連続、店舗が櫛比する一般的な町人空間とは異なる。



- 家康朱印状が諸役免許の根拠という忘却を 一部含む覚醒 = 近江八幡の公式見解。
- ・慶応3年まで武佐宿など中山道・東海道周辺 宿駅の助郷負担を回避。
- 明治元年末;維新政府の助郷組み替えにより 武佐宿助郷を負担。
  - **V**
- ・ 御朱印の無意味化。
- 御朱印虫干・引継の停止、箱は五区小学校へ。

#### 旧五区小学校(旧伴家住宅)



#### 近代の神話

野田長兵衛京都町奉行所割腹事件伝説 前提:1844年から存在か

島田信太郎『八幡御朱印騒動』1903、『近江蒲生郡誌』1921、近松文三郎「八幡御朱印顛末」8(月刊『太湖』31、1928)

1907年、神式祭典(白雲館=町役場)、追悼歌扁額 を比牟礼八幡神社に奉納。

1926年、「義人」碑建立(八幡町自治協会)

・ 官学アカデミズムにより否定的扱い;『滋賀県 八幡町史』1940(京大学士福尾猛一郎)→消滅?









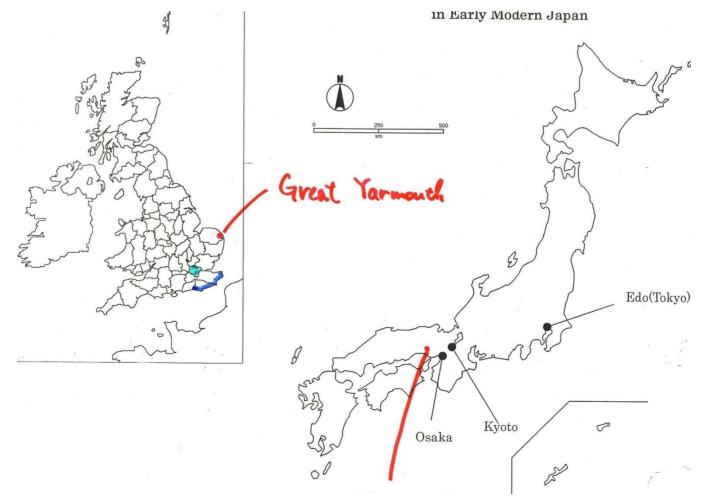
#### ここまでのまとめ

(播州三木・近江八幡の順)

- 一存在証明文書の扱い
- ・ 改竄と牽強付会
- 公開と非公開
- 一記憶の加工形態
- 叙述と編集(文字)
- ・ 儀礼と住民運動(行動)
- \*考証性と近代の神話化は共通

# 3. 比較一中国徽州とEngland

・グレイト・ヤーマス



#### 中近世イングランドにおける 都市の存在証明文書

- 都市の裁判権・市壁管理権・市場開設権などを記した歴代国王の特許状Royal charters
- 保管するための特別の容器

例;ロンドンの黒い鉄製の箱

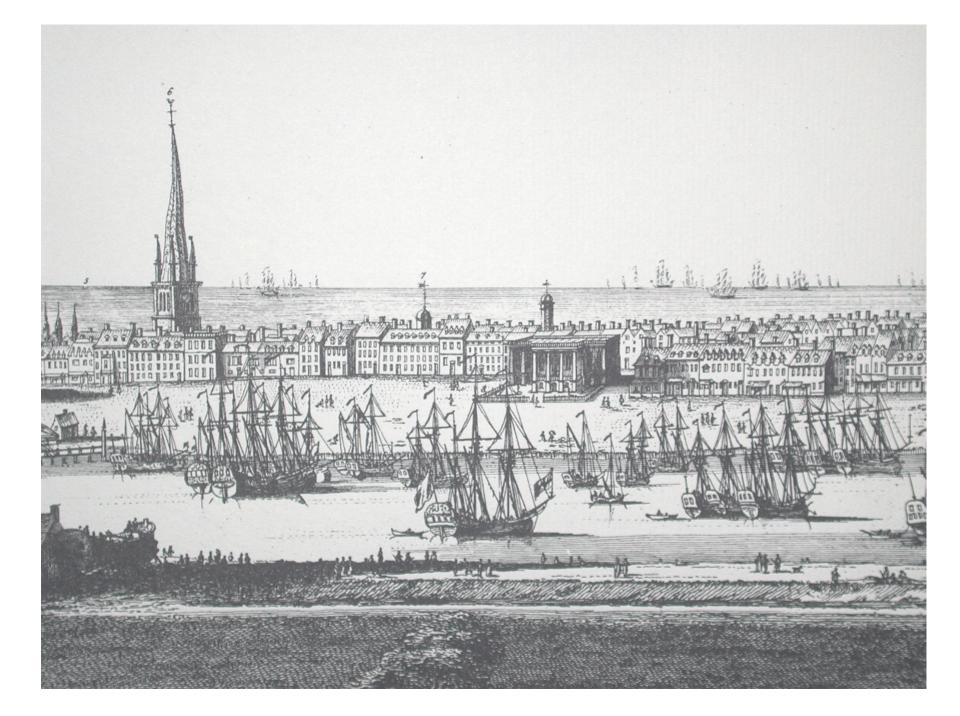
6本の鍵は市長mayorと複数の年寄

eldermen

#### グレイト・ヤーマス

- ・ イングランド東部ノーフォーク州の湊町
- 人口:5000人(1600年、14位)10000人(1700年、7位)
  - \*播州三木3800人(1810年)、近江八幡7800人(1710年)
- ・ノリッジ(2位)の外港都市、漁業都市(ニシン大市)
- ・漁業権・ニシン大市開催権が国王特許状により付与

Robert Tittler, *Townspeople and Nation: English Urban Experience* 1540-1640, Stanford, 2001



#### 記憶の強化

- 15世紀に近隣都市や遠方港湾都市連合が ヤーマスの権利を侵害→訴訟
- 訴訟にあたり証拠文書が見つからず、発給者の国王から写を作成し裁判に提出

1612年文書整理委員会

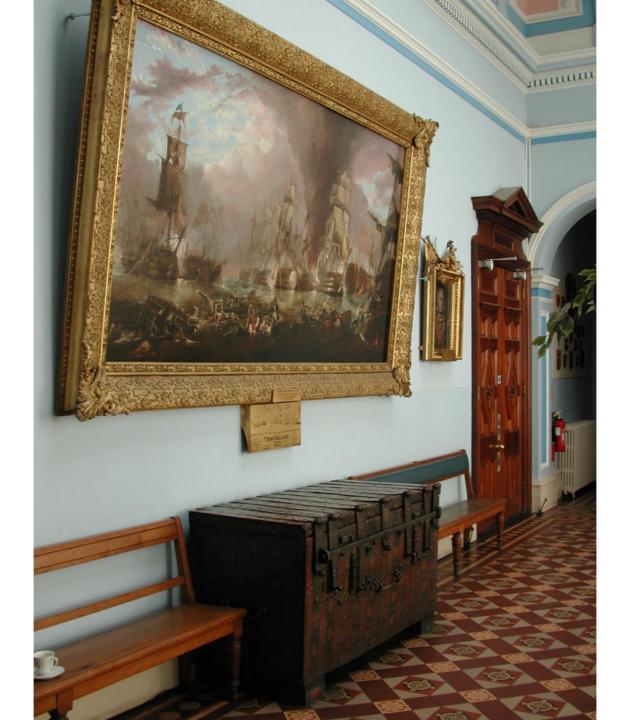
書記Henry Manship主宰

'Hutch'特許状保管撰要箱

委員会報告書=文書目録

Hutch Book 国王特許状利用記録

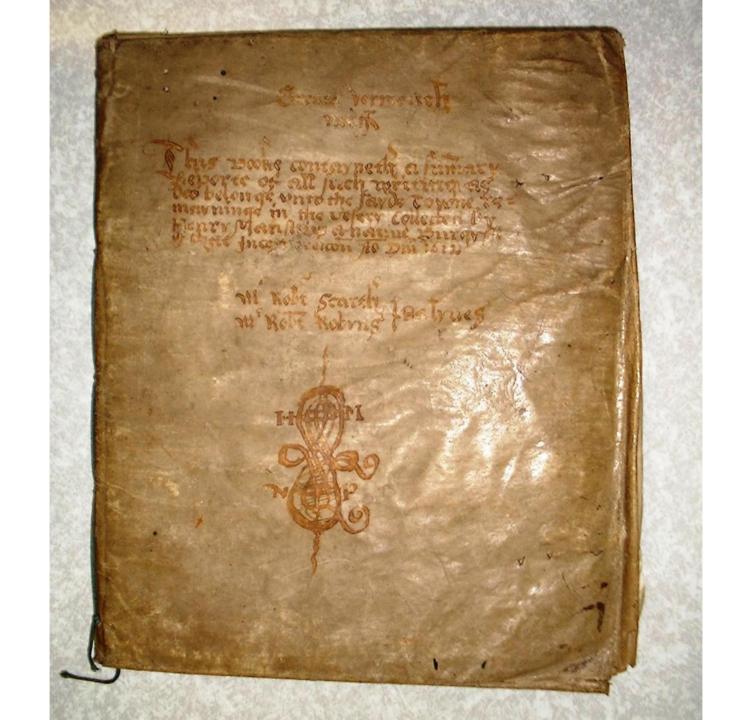




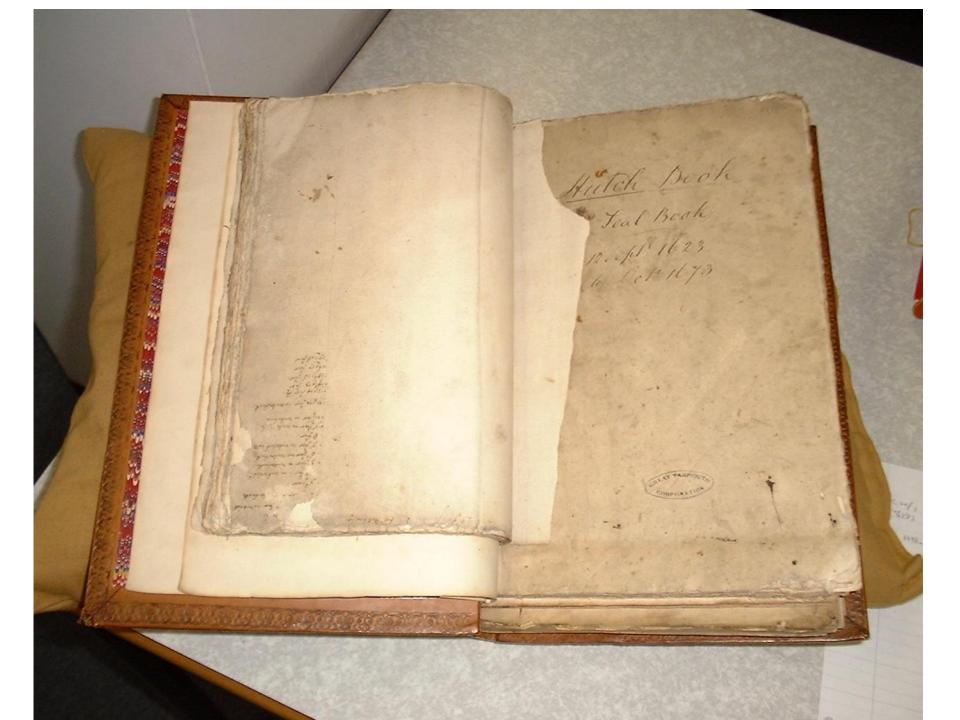








of the comon Counsayle. Aldermen. (Robt: Woodroof. M Tho: Bullolph M Tho: Cotty Tho: Kendoll. M John Gyles - Henry Manship Rott. Stevenson. Il Tytus Harmard. Myles Hull. M George Hardware John Trendle. M Tho: Tompson. hospotis seruft geift writinge following not mond stragnings in the Comon Sutof in the Mefting Inprimis An exemplification from A Sento Go. Verob Sately go Weaventeente day of Means In Ge your of Sib Reigne Go Graven and Birlife. All there wribings doo remain in a box white this An old epenaglification of leftage tenunds and object Dubyes The last roil of Explica Alass Dated for Sinteents of Serember in see year of our word one Egopand Unter lundred from and Light.



to only and at to fevolus ceoff Koroni moment at the mos goupt for here up the of fungo for " to go yage for Owner b ball 1 fre areni 1 go Corno gould non Mengathmas day of forto fare tym o go of an son bound By By no Domon food from to softwal. r. to bulg who kigh ! is all granted and placed for some of go le hast & any ut gen B who ford Search 1 # 03 cel projek housed a 16 Courses

10 79 g orbbor 1632:

An informant in with my to be / but to by love & to some for to alconome & one funde younde of Amum to the Goorge 2/2 und appointed and the for the bolaturer in the Towns by order of the Lund. was coals by to rendolas coals in the Suiter in the profound of the roman Hoos appointed by ant of Allbubly for Ken pursols.

teg 201 f of Abharam 1634

taken out of the gutte troolies autiont doodes comorming to noalfor from In 10 donoto 10th mas the Danot a was on Enm ofiton for to manutonemo of to Almos coupos ton wif withinge how taken out of 100 (diso entre one doubout And follow want one of the remissions to for to winner for the manufaryment of the sounds vittle actimate the range me not bounds Ender and mutal to Ro Paul oround

#### 記憶の覚醒

1619年、Henry Manshipによる歴史叙述
 The History of Great Yarmouth (手書き)

\*ヨーロッパ中近世における都市年代記の系譜か?

特徴1:神話的過去からの決別

(同時代では異色)

特徴2:市民としての誇りを強調

(都市の不衛生・不道徳観への対抗)

特徴3:市民の結合原理は都市行政組織

(宗教的・擬制血縁的結合からの脱却)

#### 日本との二項比較

共通点
 特権の危機→訴訟→記憶の整備=強化
 →歴史実践(叙述/儀式/住民運動)

•相違点

記憶の宗教化、神話化(播州三木・近江八幡)神話的過去からの決別(Great Yarmouth)

拙稿「文書と記憶の比較史」(国文研史料館編『アーカイブズの科学』下、柏書房、2002年)



初めての アーカイブズ学総合講座

ACCRET THE RESIDENCE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO

COMPANY OF THE PROPERTY OF THE PARTY.

#### 中国徽州

- 記憶における神話化の問題のみ比較
- 村落志;
- 国家の地誌を頂点とする「方志」の体系の末端 山根幸夫「中国の地方志について」(『歴史学研究』641、1993)
- 定型的な項目設定のもと原文書を筆写編集
- 書き手は、地方レベル科挙の合格者 = 東アジア考証 学を体系的に学習
  - 王振忠「村落文書と村落志—徽州歙県西渓南を例として—」 (『近世アーカイブズの多国間比較』国文学研究資料館、2008年)
- →神話の挿入の余地が少ないか?

# 徽州村落一宏村





原文書保管場所イメージ: 宗族の廟 (祭祀施設/宗族集 会所・科挙教育)

\*宗族=村落



#### 日本と中国徽州の比較

- 編集・叙述の東アジア的共通性 項目立て編集(「八幡記録帳」) 考証的性格(「三木町御免許大意録」)
- ・神話の有無という差異
  - ←書き手の背景にある考証学的水準の差異 ←科挙の有無(日本近世在地社会 の知識水準の相対的低さ)
- 中国徽州の記憶は東アジア考証学的合理性を持つ。+中島楽章「村の識字文化」(『歴史評論』663, 2005年)

# おわりに一三点比較

• 文字情報取扱の合理性

一中国徽州とイングランド

- ・ 編纂の伝統
  - 一中国とその不完全な影響下にある日本
- 原文書保存と歴史実践 ーイングランドと日本 (保存すべき主たる対象が編纂物である中国)
- 日本;神話(口承世界)の即時文字化

=口承と文字の直結?

⇔近代フランス農村;槇原茂「農民心性における『自尊』意識の変化」 (『歴史学研究』848, 2008)

高いリテラシーの質を再考する必要性

#### 本報告での地域

・レベル1 小都市、村落の過去情報蓄積形態

レベル2 国家領域の文化的枠組み\*イングランドについては論点脱落

レベル3 広領域の文化的枠組み(文化圏)
 東アジア(歴史編纂)、

ヨーロッパ(年代記→近代歴史叙述)

#### 個人的動機

- アーカイブズ認識の日本的特質一なぜ未だに記録管理ができないのか?
- 日本と西欧を同質視する脱亜論的認識と その克服のための東アジア類似論の 双方を乗り越える試みの必要性 在地社会を対象とした地道な経験科学として
- ・ 4つの「地域」を設定、「記憶」を一つの素材、 本日のみの暫定的な思考実験。

### 国文学研究資料館編 『中近世アーカイブズの多国間比較』 岩田書院、2009年2月刊行予定



